出典：厚生労働省＞災害＞災害に関する計画等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html

参考資料５

厚生労働省防災業務計画

（令和６年４月修正）

厚生労働省

目次

目次 2
この計画の目的 6
この計画の効果的な推進 6
第１編　災害予防対策 6
第１章　総則 6
第１節　厚生労働省災害対策連絡調整会議の設置 6
第２節　災害の発生に備えた体制の整備 7
第３節　防災に関する教育訓練等 9
第４節　災害対策に係る研究の推進 10
第５節　情報化の進展に対応した災害予防対策の充実 10
第６節　厚生労働省庁舎及び関係施設の安全性の確保 10
第７節　防災中枢機能等の確保、充実 11
第８節　厚生労働省関係独立行政法人等への指導等 11
第２章　保健医療に係る災害予防対策 11
第１節　医療施設の災害に対する安全性の確保 11
第２節　災害時における保健医療福祉体制の整備 12
第３節　災害時における救急患者等の搬送体制の確保 13
第４節　後方支援体制の確保 14
第５節　医薬品等の安定供給の確保 14
第６節　災害医療対策に係る研究及び研修の推進 15
第７節　防疫に係る防災体制の整備等 15
第８節　個別疾患に係る防災体制の整備 16
第９節　災害保健衛生活動に係る体制の整備 16
第１節　市町村福祉部局の防災体制の整備 17
第２節　災害時の福祉支援体制の整備 18
第３節　福祉サービス等事業者の災害に対する安全性の確保 18
第４節　災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備 19
第４章　生活衛生に係る災害予防対策 19
第１節　遺体の火葬体制の整備 19
第５章　毒物劇物に係る災害予防対策 20
第６章　社会保険に係る災害予防対策 20
第７章　労働災害に係る災害予防対策 20
第２編　災害応急対策 22
第１章　総則 22
第１節　災害に関する情報の収集及び伝達等 22

第２節　厚生労働省災害対策本部の設置等 23
第３節　被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置 26
第４節　非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施 32
第５節　非常災害時における広報活動 35
第６節　非常災害時等における職員の安全確保・健康管理 35
第２章　保健医療に係る対策 36
第１節　被災地の状況把握 36
第２節　被災都道府県における保健医療福祉活動の総合調整の実施 36
第３節　被災地における指揮調整機能の維持 37
第４節　保健医療活動従事者の確保 38
第５節　被災地における保健医療の確保 39
第６節　公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理 40
第７節　医薬品等の供給 42
第８節　医療に関する外国からの支援 43
第９節　防疫対策 43
第 10 節　個別疾患対策 44
第 11 節　公費負担医療に係る対応 45
第３章　福祉に係る対策 45
第１節　被災地の状況把握 45
第２節　市町村福祉部局の体制（図７参照） 46
第３節　災害時要配慮者に係る対策 46
第４節　社会福祉施設等に係る対策 47
第５節　災害派遣福祉チーム(DWAT)等に係る対策 47
第６節　障害者及び高齢者に係る対策 48
第７節　児童に係る対策 48
第８節　生活保護制度等に係る対策 48
第９節　ボランティア活動の支援 49
第４章　生活衛生に係る対策 50
第１節　遺体の火葬等（図８参照） 50
第２節　食品衛生の確保等 50
第５章　毒物劇物に係る対策 51
第１節　災害情報の収集･連絡 51
第２節　災害の拡大防止活動 53
第６章　労働災害防止に係る対策 53
第１節　原子力施設に係る情報の収集 53
第２節　二次災害の防止 53
第７章　社会保険に係る対策 53
第１節　緊急業務処理体制の整備 53
第２節　行政サービスの確保 54

第８章　都道府県労働局等の被害状況の把握 55
第１節　都道府県労働局等の施設の被害状況の把握 55
第２節　職業能力開発施設等の訓練生等の安否の把握 56
第９章　被災者の救護に係る対策 56
第１節　厚生労働省関係施設の提供 56
第３編　災害復旧･復興対策 57
第１章　被災施設等の復旧 57
第１節　医療施設の復旧 57
第２節　社会福祉施設等の復旧 57
第３節　職業能力開発施設の復旧 57
第４節　災害復旧費実地調査要領の要件緩和等 57
第５節　労働基準監督署及び公共職業安定所における窓口事務の維持等 57
第２章　災害復旧工事等に関する対策 57
第３章　被災者の生活再建等の支援 58
第１節　災害ケースマネジメントの実施等 58
第２節　地域医療の確保 58
第３節　雇用及び労働条件の確保等 59
第４節　生活福祉資金（災害援護資金）の貸付 63
第５節　各種貸付の実施 63
第６節　労働保険料、貸付金等に関する措置 63
第７節　生活保護制度における義援金の取扱い等に関する周知 64
第８節　被災者の生活と生業の再建に向けた対策に関する周知 64
第４編　東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 65
第１章　地震予知情報等の伝達 65
第２章　厚生労働省地震災害警戒本部の設置等 65
第３章　地震防災応急対策に係る措置等 67
第１節　地震防災体制の整備 67
第２節　応急対策に係る措置事項 67
第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 68
第４節　大規模地震に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関る事項 68
第５節　地方防災会議等の定める地震防災強化計画の基準 68
第５編　南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 70
第１章　南海トラフ地震臨時情報等の伝達 70
第２章　厚生労働省災害対策本部の設置等 70
第３章　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 70
第４章　防災体制に関する事項 71
第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 71
第６章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 71
第６編　日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 73

第 1 章　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達 73
第 2 章　厚生労働省災害対策本部の設置等 73
第 3 章　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 73
第 4 章　防災体制に関する事項 74
第 5 章　地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 74
第 6 章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 74
(別紙 1) 76
(別紙 2) 78
(別紙 3) 79
(別紙 4) 82
(別紙 5) 85
(別紙 6) 86
(別紙 7) 88
(別紙 8) 91

厚 生 労 働 省 防 災 業 務 計 画

平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定
（最終修正）令和6年4月1日厚生労働省発科 0401 第2号修正

この計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

この計画の効果的な推進

厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、毎年、災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき、この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 1 編　災害予防対策

第 1 章　総則

第 1 節　厚生労働省災害対策連絡調整会議の設置

1　災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を円滑に講ずることを目的とした常設の連絡調整組織として、厚生労働省災害対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置る。

2　連絡調整会議は、前項の目的を達成するため、厚生労働省防災業務計画の作成、実施及び見直し並びに中央防災会議等への参加及び関係省庁等との連携等に関し、厚生労働省内における必要な連絡調整を行う。

3　連絡調整会議の組織は、厚生労働省災害対策連絡調整会議設置規程（別紙 1）に定めるところによる。

第 2 節　災害の発生に備えた体制の整備

第1　災害対策に関する業務の整理

1　厚生労働省各部局は、災害対策に関する業務を記したマニュアルを作成する。当該マニュアルに記すべき事項を例示すれば、以下のとおりである。

（1） 災害発生直後に速やかに行うべき業務

（2） 情報収集の方法

（3） 各職員の役割

（注） 各職員の役割は、実施した災害対策の記録についても定めること。

2　厚生労働省各部局は、災害時に実施した災害対策の記録を整備及び保管するとともに、大臣官房厚生科学課に提出し、同課においても保管する。

第 2　連絡体制の整備

1　厚生労働省各部局は、災害時に大臣官房厚生科学課から伝達された事項の部局内への速やかな情報提供並びに部局内で収集した被害状況に関する情報及び実施した災害対策等に関する情報の取りまとめ及び大臣官房厚生科学課への報告を行う者（以下「部局連絡責任者」という。）を以下のとおり設置する。

(1)　各部局は、部局内の職員のうち、最大 4 名を部局連絡責任者に指定する。ただし、特に人命に係る被害状況の把握等を迅速に講ずる必要のある部局（以下「災害時要緊急対策部局」という。）については、部局内の職員のうち、最大 6 名を部局連絡責任者に指定する。

(2)　(1)に規定する災害時要緊急対策部局は、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部、医薬局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局とする。

(3)　各部局は、部局連絡責任者の指定の変更を行う場合には、速やかに、大臣官房厚生科学課に報告する。

2　部局連絡責任者、第 3 第 2 項に規定する防災予備役職員並びに厚生労働省災害対策本部組織規程準則（別紙 3）に掲げる本部員会議構成員、幹事会構成員、事務局員及び防災担当職員（以下「災害対策本部構成員等」という。）は、厚生労働省災害対策本部構成員等必携（以下「必携」という。）や携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。

3　部局連絡責任者、第 3 第 2 項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等は、必要に応じ、直ちに参集することができるよう、平常時から、厚生労働本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構災害医療センターへのルートを確認しておく。

（注） 第 2 編第 1 章第 2 節第 2 に規定する厚生労働省災害対策本部を厚生労働本省に設置することが困難であると認められる場合に、第 2 編第 1 章第 2 節第 4 第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターに、同本部を設置する。

4　人事異動等により、部局連絡責任者、第 3 第 2 項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等が変更になる場合には、前任者は以下の事項について後任者に引継ぎを行うとと

もに、変更になる旨を連絡調整会議事務局に報告する。

(1) 部局連絡責任者、第 3 第 2 項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等である旨の引継ぎを行うこと。

(2) 必携その他の防災関係書類等の引継ぎを行うこと。

(3) 厚生労働省防災業務計画の実施等に係る当該部局連絡責任者、第 3 第 2 項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等の役割の引継ぎを行うこと。

第 3　災害発生に備えた職員の配置

1　災害時に迅速に災害対策を行うため、医務技監、大臣官房総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）、大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策、業務移管担当）及び大臣官房審議官（社会、援護、地域共生・自殺対策、人道調査、福祉連携、年金担当）を、厚生労働省災害対策本部が設置された場合に、本部長又は副本部長の指示に基づき、同本部における当該指示に係る業務に従事する幹部職員（以下「災害対策幹部職員」という。）とする。

2　災害時に迅速に厚生労働省災害対策本部における災害対策業務を行うため、災害対策に係る業務に従事した経験を有する職員を、同本部が設置された場合に、同本部事務局における業務に従事する者（以下「防災予備役職員」という。）として指定する。

3　前項の災害対策に係る業務に従事した経験を有する職員は、原則として、以下の（1）から（3）までに掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　災害対策幹部職員及び厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室の職員（併任の者を含む。）であった期間を有する者（現に同課における業務に従事している者を除く。）であること。

(2)　その時点において、（1）の期間の最終日から起算して 4 年を経過する日の属する年度の年度末までの期間のうち、まだ経過していない期間を有する者であること。

(3)　厚生労働本省の職員であること。

第 4　被害状況の把握のための体制の整備

1　厚生労働省各部局は、災害の発生後直ちに、その所掌事務に係る災害対策を開始することができるよう、把握すべき被害状況に関する事項を整理するとともに、その収集に使用するための様式を作成する。

2　前項の把握すべき被害状況に関する事項としては、被災都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）の関係機関、関係施設等における以下の事項が考えられる。

(1) 建物の倒壊等に関する事項

(2) 電気、ガス、水道等のライフラインに関する事項

(3) 利用者及び職員の安否に関する事項

(4) 水、食料等の必要な物資の供給状況に関する事項

(5) 職員の不足、設備の損傷、交通の遮断等の業務継続への影響に関する事項

3　厚生労働省各部局は、災害の発生後直ちに、その所掌事務に係る災害対策を開始することができるよう、被害状況を把握するために被災地の機関、施設等に連絡をとることができる体制を整備するとともに、当該機関、施設等への連絡方法及び連絡先を整理した連絡網を作成する。

4　前項の被害状況を把握するために連絡をとる被災地の機関、施設等としては、被災都道府県・市町村に加えて、被災地又はその周辺の関係団体及び関係施設、全国ネットワークをもつ関係団体等が考えられる。

第5　物資の供給体制の整備・電源車等の活用

厚生労働省関係部局は、内閣府を中心とした関係省庁と連携し、必要な物資を円滑に調達及び供給するための体制整備を図り、非常災害に伴う通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災都道府県・市町村からの要請が滞る場合等に対応するため、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて、必要な物資を調達し、被災都道府県・市町村へ供給する。

また、厚生労働省関係部局は、大規模停電発生時に関係省庁及び電気事業者等から電源車の配備等の支援を円滑に受けることができるよう、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、優先的に電源車等を派遣すべき施設のリスト化や、石油販売業者との燃料の優先供給に係る協定の締結等をあらかじめ行っておくように働き掛けを行う。

（注） 非常災害は、東京都の特別区にあっては震度5強以上、その他の地域にあっては震度6弱以上の地震、高いところで3メートルを超える津波、大雨等に関する特別警報等を目安とする大規模な災害をいう。

第6　厚生労働省現地対策本部設置に必要な機器等の確保

厚生労働省大臣官房厚生科学課は、厚生労働省現地対策本部設置時に同本部に提供することができるよう、同本部が災害対策に係る業務を開始するに当たって必要な機器等の管理及び保管を行う。

第3節　防災に関する教育訓練等

第1　防災に関する教育

連絡調整会議は、防災予備役職員、災害対策本部構成員等、地方支分部局の管理職員その他の必要な職員に対して、講習会の実施等を通じ、防災に関して必要な以下に例示す知識等の周知徹底を行う。

(1) 災害対策基本法その他の関係法令の概要

(2) 厚生労働省防災業務計画及び所掌に係る災害対策マニュアルの概要

(3) 災害対策本部構成員等の参集基準、初動連絡体制及び非常災害時の連絡網

(4) 対応に当たる職員の安全確保及び心身の健康管理

（5）東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震その他の過去の非常災害における取組の概要

第 2　防災に関する訓練

連絡調整会議は、毎年 9 月 1 日に実施される政府の総合防災訓練に併せて以下の訓練を行う。

（1）大規模災害時の情報伝達及び通信訓練

（2）厚生労働省非常参集訓練

（3）厚生労働省災害対策本部又は厚生労働省地震災害警戒本部設置運営訓練

（4）その他省内の防災体制に関する訓練

第 4 節　災害対策に係る研究の推進

1　厚生労働省関係部局は、災害対策に係る研究を推進するよう努める。

2　厚生労働省関係部局は、災害対策に係る研究成果が得られた場合には、広く関係者等に周知するよう努める。

第 5 節　情報化の進展に対応した災害予防対策の充実

厚生労働省関係部局は、以下の点に配慮しつつ、情報化の進展に対応した災害予防対策の充実を図るように努めるとともに、必要に応じ、都道府県及び市町村に対し、助言及びその他の支援を行う。

（1）災害応急対策の実施に関し、有用な情報のデータベース化を行うこと。

（2）災害応急対策の実施に関し、有用な情報のバックアップを図ること。

（3）プライバシーへの配慮を行うこと。

第 6 節　厚生労働省庁舎及び関係施設の安全性の確保

1　庁舎等の安全化

厚生労働省各部局においては、その管理に係る庁舎の耐震性の確保に特に配慮するとともに、庁舎内における書棚、機器類等の設置方法（転倒防止器具の取付け等を含む。）、書籍、ファイル等の整理整頓等に常に留意し、災害発生時における庁舎内の安全確保を図る。

2　関係施設の安全化

厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構並びに独立行政法人労働者健康安全機構その他特別の法律に基づいて設立される厚生労働省関係の法人（以下「厚生労働省関係独立行政法人等」という。）が設置し、又は運営する医療施設、療養施設その他の施設（以下「厚生労働省関係施設」という。）について、耐震性の強化、液状化対策の充実等を通じ、その安全性の確保に努める。

第７節　防災中枢機能等の確保、充実

1　厚生労働省は、大規模災害の発生時に、本省が防災中枢機能を果たし得るよう、以下の措置を講ずる。

(1) 庁舎の耐震性の強化、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。

(2) 災害時の利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

2　行政機能の維持・確保のための体制整備

厚生労働省各部局は、災害発生に伴う行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、災害発生時等における職員の出勤及び配置の基準・業務処理手順等については、厚生労働省業務継続計画（首都直下地震編）を踏まえて実施する。

また、機械処理システムの運用を所管する部局においては、災害に対する機械処理システムの保護、復旧、運用の確保等の観点から、常に研究、見直しを行い、システム更改時等において必要な措置を講ずるとともに、被災による各種機械処理システム停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておく。

第８節　厚生労働省関係独立行政法人等への指導等

1　厚生労働省関係施設利用者の安全確保

関係部局は、厚生労働省関係施設の利用者が災害発生時に安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、当該厚生労働省関係施設を設置し、又は運営する法人に対し、避難計画の作成、防災訓練の実施等について措置を講ずるよう要請する。

2　関係団体における防災体制の確保

第 1 項のほか、厚生労働省の所掌事務について総合的な防災体制を確保するため、関係部局は、厚生労働省関係独立行政法人等その他の関係団体における防災業務計画の作成、厚生労働省関係独立行政法人等内部及び厚生労働省との間の緊急連絡体制の整備、防災訓練、防災研修等の実施、厚生労働省関係独立行政法人等の管理に係る施設の耐震性の確保及び施設内の安全確保等について必要な助言及びその他の支援を行う。

第２章　保健医療に係る災害予防対策

第１節　医療施設の災害に対する安全性の確保

1　厚生労働省医政局、都道府県及び市町村は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

(1) 医療施設における耐震性・津波に対する安全性その他の安全性を確保すること。

(2) 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。

(3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(4) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2　厚生労働省医政局及び都道府県は、医療施設の管理者に対して、医療施設における消火器

具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3　厚生労働省医政局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局並びに都道府県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

第 2 節　災害時における保健医療福祉体制の整備

第 1　都道府県内における体制整備

1　都道府県は、医療計画等に基づき、保健所の活用等に配慮しつつ、災害時医療体制の整備に努める。

2　厚生労働省医政局及び地方厚生（支）局は、都道府県による災害時医療体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 2　地域の保健医療福祉関係団体との連携

1　都道府県及び市町村は、災害時における医療の確保のため、地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努める。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター又は災害児小児周産期リエゾンの助言を受ける。

2　都道府県及び保健所は、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年 7 月 22 日付け科発 0722 第2号、医政発 0722 第1号、健発 0722 第1号、薬生発 0722 第 1 号、社援発 0722 第1号、老発 0722 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号）に基づき、大規模災害時にその災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に努める。

3　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、医薬局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局は、前項の体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 3　災害拠点病院・災害拠点精神科病院の整備

1　都道府県は、ヘリポート、災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能、自家発電機、受水槽や井戸などの籠城機能等が強化され、応急用資器材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる災害拠点病院を選定し、又は設置することにより、災害時医療体制の整備に努める。

2　都道府県は、地域の精神科医療施設を支援する機能を有する災害時に拠点となる災害拠点

精神科病院を選定し、又は設置することにより、災害時精神科医療体制の整備に努める。

第４　災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制整備

1　厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース等の運用に係る体制を整備するため、日本 DMAT 活動要領・DPAT 活動要領災害支援ナース活動要領を策定する。

2　都道府県は、日本 DMAT 活動要領に基づき、DMAT 運用計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の運用に係る体制を整備する。また、DPAT 活動要領に基づき、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の運用に係る体制を整備し、災害支援ナース活動要領に基づき災害支援ナース等の運用に係る体制を整備する。

3　都道府県は、災害時において被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター等の運用に係る体制を整備するよう努める。

第５　災害時情報網の整備

厚生労働省医政局及び健康・生活衛生局並びに都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システム（コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム（EMIS））により、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第６　災害時の対応マニュアルの作成等

1　都道府県は、既存の救急医療体制で対応できない規模又は種類の災害が発生した場合の被災地における医療供給の支援体制、医療関係団体との協力体制、患者等の搬送方法、都道府県域を超えた支援体制等について、地域防災計画への記載に努めるとともに、都道府県間の連携について配慮する。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター又は災害児小児周産期リエゾンの助言を受ける。

2　すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における指揮命令系統の構築方法、情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣方法等を記した業務継続計画の作成に努める。

3　厚生労働省医政局は、都道府県に対し、地域防災計画における医療供給の支援体制の整備について必要な助言及びその他の支援を行うとともに、病院に対し、業務継続計画の作成のためのガイドラインを周知する等により、必要な支援を行う。

第３節　災害時における救急患者等の搬送体制の確保

1　都道府県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

2　都道府県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、災害時において、当該航空搬送拠点に、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）、救急措置等を行うための航空搬送拠点臨時医療施設を設置することができるよう整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

3　厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の緊急輸送や傷病者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）との必要な調整を行う。

第 4 節　後方支援体制の確保

1　都道府県は、当該都道府県においては対処することが困難な規模の非常災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣都道府県と調整し、災害時の相互協力体制の確立に努める。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター等の助言を受ける。

2　厚生労働省医政局は、前項の相互協力体制の確立のため、必要に応じ、助言その他の支援を行う。

第 5 節　医薬品等の安定供給の確保

第 1　災害時情報網の整備

1　都道府県は、医療機関、医薬品等関係団体、日本赤十字社、都道府県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

2　厚生労働省医政局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社、公益社団法人日本薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第 2　災害時における医薬品等の搬送体制の確保

1　都道府県は、災害時における医薬品等の搬送のため、平常時から、マンパワーの確保及び自転車、自動二輪車を含めた搬送手段の確保に努める。

2　厚生労働省医政局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、防災基本計画第 2 編第 2 章第 5 節 3 に掲げる医薬品等の緊急輸送を円滑に進めることができるようにするため、緊急輸送関係省庁との必要な調整を行う。

第3　医薬品等の供給、管理等のための計画

1　都道府県は、「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」（平成8年1月厚生省大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告）等を参考とし、関係者間の情報連絡体制、災害用の備蓄医薬品等の確保方策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画の策定に努める。

2　厚生労働省医政局及び医薬局は、都道府県が行う医薬品等の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。

3　厚生労働省医薬局は、日本赤十字社が行う輸血用血液製剤の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第6節　災害医療対策に係る研究及び研修の推進

1　厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機関等の役割、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン・災害薬事コーディネーター等の活動、災害時の情報網、災害時に多発する傷病者の診療技術等災害医療対策に係る研究及び研修を推進する。

2　厚生労働省医政局、医薬局及び都道府県は、災害時に医療施設の被災状況等の情報を迅速に収集するため、関係部局の職員、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神 医療チーム（DPAT）・災害支援ナース災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン・災害薬事コーディネーター等に対して、広域災害及び救急医療に関する情報システムの操作等に係る研修の定期的な実施に努める。

第7節　防疫に係る防災体制の整備等

1　都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

2　都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から、器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。

3　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部並びに都道府県及び市町村は、手洗い等により自ら感染症の予防に努めることの重要性を平常時から周知することにより、災害時の感染症流行の未然防止に努める。

4　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 8 節　個別疾患に係る防災体制の整備

第 1　人工透析

1　都道府県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた災害時の人工透析医療を確保するため、人工透析医療に係る被害状況等の情報を収集する職員を定めるとともに、公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

2　厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県が行う人工透析医療に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 2　難病等

1　都道府県及び市町村は、難病患者、小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2　厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 9 節　災害保健衛生活動に係る体制の整備

第 1　情報収集体制の整備

厚生労働省健康・生活衛生局、都道府県及び市町村は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うため、情報の収集・連絡・共有化システムの IT 化に努める。

第 2　災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制整備

1　厚生労働省健康・生活衛生局は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の運用に係る体制を整備するため、DHEAT 活動要領を策定する。

2　都道府県、保健所設置市及び特別区は、DHEAT 活動要領に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の運用に係る体制を整備する。

第 3　災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する体制整備

1　厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援するために構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を行う体制を整備するとともに、支援活動に関する研究及び研修を推進する。

2　都道府県、保健所設置市及び特別区は、災害時における保健衛生活動を円滑に行えるよう、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、DHEAT の応援・受入が可能となる体制の整備、DHEAT の編成及び運用の整備及び研修・訓練

の実施等体制整備に努める。

第 4　公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する体制整備

1　厚生労働省健康・生活衛生局は、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する体制を整備するため、災害時の広域応援派遣要領を策定する。

2　都道府県、保健所設置市及び特別区は、災害時の広域応援派遣要領に基づき、災害時公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣の運用に関する体制を整備する。

3　厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県の協力の下、災害時に、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する調整を行う体制を整備する。

第 5　公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の保健衛生活動に関する体制整備

1　厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県の協力の下、災害時の保健衛生活動に関する研究及び研修を推進する。

2　都道府県及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、被災者支援における公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、災害時の保健衛生活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第 3 章　福祉に係る災害予防対策

第 1 節　市町村福祉部局の防災体制の整備

1　市町村福祉部局は、災害時要配慮者の被害状況の把握から市町村関係部局と連携した福祉サービス等の提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。

(1) 災害時の業務に関する十分なシミュレーションを行い、災害時に、福祉サービス等の提供に支障が生ずることのないよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。

(2) 福祉事務所等の相談機関や管内の福祉サービス等を提供する事業者（以下「福祉サービス等事業者」という。）の連絡・連携体制を整備すること。

(3) 必要に応じ、災害時における市町村福祉行政に係る協力体制の在り方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

(4) 災害救助担当部局が行う災害対策基本法第 49 条の 10 の規定による避難行動要支援者名簿及び災害対策基本法第 49 条の 14 の規定による個別避難計画の作成や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）等を踏まえた福祉避難所の整備について、福祉行政を担当する立場から、必要な助言及びその他の支援に努めること。

2　都道府県は、管内の市町村福祉部局が行う防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の

支援に努める。

3　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、災害時において、都道府県及び市町村における福祉サービス等の提供が確保されるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 2 節　災害時の福祉支援体制の整備

第 1　災害時情報網の整備

1　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局並びに都道府県等は、大規模災害発生時において社会福祉施設等（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。以下同じ。）における被災状況等を把握するため、災害発生時における被災状況等を把握するシステム（災害時情報共有システム）及び被災状況整理票（Excel 様式）等により、国・都道府県等間、都道府県等・社会福祉施設間等の災害時における情報収集及び連携体制の整備に努める。

第 2　災害派遣福祉チーム(DWAT)等の体制整備

1　厚生労働省社会・援護局は、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の運用に係る体制を整 備するため、災害時の支援体制の整備に向けたガイドラインを策定するとともに、当該ガイドラインを踏まえた取組に係る費用のうち、災害福祉支援ネットワークの立ち上げ・運営に係る費用等については、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等支援事業」の補助対象として都道府県に対する財政支援等を行う。なお、単独の都道府県では対応が困難な広域的な災害が発生した場合は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク中央センターを通じた広域的な調整を行う。

2　都道府県は、災害時の支援体制の整備に向けたガイドラインに基づき、災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の運用に係る体制を整備する。

第 3　地域リハビリテーションの体制整備

1　都道府県は、災害時において速やかな支援が可能となるようなネットワークを築くため、地域リハビリテーションの体制を整備するよう努める。

2　厚生労働省老健局は、前項の体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 3 節　福祉サービス等事業者の災害に対する安全性の確保

1　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局その他の関係部局並びに都道府県及び市町村は、福祉サービス等の災害に対する安全性を確保するため、福祉サービス等事業者等が実施する以下の事項に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

（1）国庫補助制度及び交付金の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性・津波に対する安全性その他の安全性を確保すること。

（2）社会福祉施設等の避難計画を作成すること。

（3）社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(4) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

(5) 災害時において、福祉サービス等の利用者が、継続して必要なサービスを利用することができるようにするとともに、その他の避難行動要支援者及び災害時要配慮者に対して、社会福祉施設等への緊急受入れその他の必要な福祉サービス等が適切に提供されるよう、必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、福祉サービス等事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

2　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局その他の関係部局、都道府県及び市町村は、福祉サービス等事業者に対して、消火器具、警報器、避難用具等の整備保全等について、必要な助言及びその他の支援を行う。

3　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、福祉サービス等事業者に対して、災害時において、福祉サービス等が適切に提供されるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第４節　災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

1　厚生労働省社会・援護局は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、以下の取組を行う。

(1) 災害時におけるボランティア活動を支援するためのマニュアルを作成すること。

(2) ボランティア保険の普及を図ること。

2　都道府県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取組を行うよう努める。

(1) 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育・訓練、調整等を行うこと。

(2) 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施すること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。

(3) 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。

3　厚生労働省社会・援護局は、都道府県及び市町村が行う災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第４章　生活衛生に係る災害予防対策

第１節　遺体の火葬体制の整備

1　都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための火葬場の火葬能力、遺体の搬送・保存体制等を記した広域的な火葬に関する計画の策定に努める。

2　市町村は、広域的な火葬に関する計画に関して、職員にあらかじめ十分に周知させること等により、災害時における遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

3　厚生労働省健康･生活衛生局は、「広域火葬計画の策定について」（平成 9 年 11 月 13 日付け衛企第 162 号厚生省生活衛生局通知）に基づき、都道府県が広域的な火葬に関する計画を策定するため、必要な助言及びその他の支援を行う。

4　厚生労働省健康･生活衛生局は、衛生行政報告例に基づく基礎的情報のほか、火葬場の名称、所在地、一日当たりの火葬能力、職員の配置状況、周辺の交通事情等に関する情報の収集に努める。

第 5 章　毒物劇物に係る災害予防対策

1　都道府県は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の規定に基づく毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物又は劇物を取り扱う場所（以下「毒物劇物関係施設」という。）に対する立入検査を徹底すること等により、毒物劇物関係施設の安全性の確保に努める。

2　都道府県は、毒物劇物営業者等による毒物劇物危害防止規程の作成及び遵守、定期点検及び自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

3　都道府県は、毒物劇物営業者等に対し、講習会、研修会等の実施に対する協力等により、保管管理及び毒物劇物に関する知識の向上を図ることにより、毒物劇物関係施設における保安体制の強化を図る。

4　厚生労働省医薬局は、前 3 項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

5　厚生労働省医薬局は、毒物劇物による災害発生の徹底的な原因究明に努め、その結果に基づく管理の徹底を指導するとともに、新たな対策が必要な場合には、技術基準として法令に定める等により、毒物劇物関連施設の安全性の向上に努める。

第 6 章　社会保険に係る災害予防対策

厚生労働省保険局及び年金局は、災害時においても健康保険制度及び年金制度に係る業務が円滑に遂行されるよう、関係機関（全国健康保険協会、日本年金機構、企業年金連合会及び国民年金基金連合会）に対し、防災体制の整備に関し必要な助言及びその他の支援を行う。

第 7 章　労働災害に係る災害予防対策

1　大規模な爆発、火災等の災害の防止

労働基準監督署は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の定めるところにより、安全衛生管理を図り、大規模な爆発、火災等の労働災害の防止について指導するほか、原子力施設における緊急作業時に使用可能な十分な数の予備の線量計の確保など、電力会社等が緊急作業に対する準備を行うよう、指導する。

2　企業における防災の促進

労働基準監督署は、労働災害防止等のための監督指導に当たり、事業者に対して、地震その他の自然災害の発生に備えた避難、救助等の訓練の実施について啓発指導を行うものとする。

第 2 編　災害応急対策

第 1 章　総則

第 1 節　災害に関する情報の収集及び伝達等

1　厚生労働省大臣官房厚生科学課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣官房、内閣府等から得た情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。

また、危機管理・医務技術総括審議官は「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）において決定された緊急参集チームの招集が行われる場合にはチームの一員として官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務に当たる。

2　厚生労働省関係部局は、災害の発生後直ちに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置・対策を開始するとともに、緊急参集が行われている場合には、大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）は厚生労働本省に登庁して、緊急参集チームへの緊密な情報提供に努め、その官邸における活動を支援・補佐する。

3　厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、被災地又はその周辺の関係団体、活動中の救護班・保健師等から収集した情報、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、SNS 等のソーシャルメディア、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークをもつ関係団体、企業等への照会等可能なあらゆる手段により現地の被害状況、避難所の状況等に関する情報を収集し、当該情報を大臣官房厚生科学課に報告する。

4　前項により厚生労働省大臣官房厚生科学課に報告する情報を例示すれば、以下のとおりである。

（1）厚生労働省の所掌に係る関係機関、関係施設等における以下の状況

ア　建物の倒壊等に関する状況

イ　電気、ガス、水道等のライフラインに関する状況及び電源車等の派遣ニーズ

ウ　利用者及び職員の安否に関する状況

エ　水、食料等の必要な物資の供給状況に関する状況

オ　職員の不足、設備の損傷、交通の遮断等の業務継続への影響に関する状況

（2）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の入力情報、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース等の行う救護活動の状況及びそこから収集した現地の状況

（3）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健師等の行う保健衛生活動の状況及びそこから収集した現地の状況

（4）被災地の地方公共団体、その他の関係機関との連絡状況

（5）その他前項の情報収集により得た重要な情報

5　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、厚生労働省各部局と大臣官房厚生科学課との連絡は、原則として、部局連絡責任者を経由して行う。ただし、大臣官房厚生科学課は、必要と認める場合は、例外として、部局連絡責任者を経由せずに連絡を行う。

6　厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、幹事長は、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部幹事会を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。

7　前各項に定めるもののほか、厚生労働省大臣官房厚生科学課は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ、厚生労働省関係部局に対して職員（リエゾン）派遣を依頼することができる。厚生労働省関係部局は、必要に応じ、災害の発災前及び発災後直ちに被災地の地方公共団体や地方支分部局等に衛星携帯電話や無線 LAN 等の通信機器を有する職員を派遣するなどにより、可能な限り情報収集や地方公共団体等への支援に努める。また、厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、本部長又は副本部長は、停電や通信障害発生により、厚生労働本省による医療施設や社会福祉施設等における建物の損壊や床上浸水等の物的被害又は死傷者の発生等の人的被害の状況把握が困難な場合、厚生労働省大臣官房地方課を通じ地方支分部局の職員による実態把握を行う。なお、当該実態把握については、地方支分部局の被災状況を踏まえて実施する。

8　厚生労働省大臣官房厚生科学課は、関係部局から収集した情報を取りまとめ、関係省庁等に報告する。取りまとめに当たっては、災害発生の直後より、医療救護活動の状況、医療施設・社会福祉施設等の被害状況、人的支援や物資支援ニーズ等に関する必要な情報を迅速に収集できるよう、関係部局との緊密な連携を図る。

9　厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第 3 項により関係部局が収集した災害情報を取りまとめるとともに、災害対策基本法第 53 条第 4 項の規定による内閣総理大臣への報告を行う。

10　厚生労働省各部局においては、本省の一般加入電話の被災により、一般加入電話による連絡が不能となったときは、中央防災無線電話や衛星携帯電話等を利用することにより、本省と他省庁、地方支分部局等との間の連絡を確保する。

第 2 節　厚生労働省災害対策本部の設置等

第 1　厚生労働省災害情報連絡室の設置

1　大臣官房厚生科学課長は、官邸危機管理センターに情報連絡室又は官邸連絡室が設置された場合には、直ちに、本省に大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長を長とする厚生労働省災害情報連絡室（以下「災害情報連絡室」という。）を設置する。

2　前項の場合を除き、災害が発生するおそれがある場合、又は災害発生の初動期等において、迅速かつ適切な情報収集・連絡活動を行うため、必要により、災害情報連絡室を設置する。

3　災害情報連絡室の組織は、厚生労働省災害情報連絡室組織規程準則（別紙 2）に定めるところによる。

第 2　厚生労働省災害対策本部の設置

1　厚生労働大臣は、政府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する。

2　厚生労働大臣は、政府に特定災害対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働事務次官を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する。

3　前 2 項の場合を除き、非常災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は社会的影響が大きい災害が発生した場合には、必要に応じ、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省災害対策本部を設置する。
（注）厚生労働省災害対策本部の設置について厚生労働大臣の決裁を得ることが困難な場合には、厚生労働事務次官の決裁により厚生労働省災害対策本部を設置することができるものとし、それも困難な場合には、以下、官房長、危機管理・医務技術総括審議官、大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）、大臣官房厚生科学課長を決裁権者として厚生労働省災害対策本部の設置を行う。

4　厚生労働省災害対策本部は、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成する。

5　本部長は、厚生労働省災害対策本部の事務を総括する。本部長代理は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長及び本部長代理に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長代理は、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。本部の設置前に、これらの職務を担うべき者に事故あるときも、これに準ずる。

6　厚生労働省災害対策本部の組織は、厚生労働省災害対策本部組織規程準則（別紙 3）を参考とし、非常災害の種類、発生した地域の特性、季節等を勘案し、求められる災害対策に応じて、適宜定める。

7　厚生労働省災害対策本部事務局は、災害による被害状況等を踏まえ、必要に応じ、速やかに防災予備役職員を事務局員に追加する。なお、防災予備役職員の事務局員への追加に当たっては、当該災害予備役職員の業務の状況を勘案する。

8　厚生労働省災害対策本部は、政府に「被災者生活・生業再建支援チーム」が設置された場合、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、厚生労働省災害対策本部に「厚生労働省被災者生活・生業再建支援チーム」を設置し、関係部局と連携して対応にあた

るものとする。

第３　厚生労働本省の職員の参集

１　厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、関係部局の部局連絡責任者を経由して、必要な職員の厚生労働本省への参集の指示を行う。

２　次の(1)から(3)までに掲げる場合には、それぞれ(1)から(3)までに定める職員は、前項の規定による指示を待たず、直ちに参集する。また、厚生労働省各部局の他の職員は、前項の規定による指示に基づき又は当該各部局の判断に基づき参集する。なお、次の(2)に掲げる場合には、労働基準局、職業安定局、雇用環境・均等局、保険局、年金局、人材開発統括官及び政策統括官の部局連絡責任者及び災害対策本部構成員等((2)に定める職員を除く。)は、常時連絡がとれるようにしておくこととする。

(1) 政府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合又は東京都の特別区にあっては震度 6 強以上の地震が発生した場合　各部局の部局連絡責任者及び災害対策本部構成員等

(2) 政府に特定災害対策本部が設置された場合又は東京都の特別区にあっては震度 5 強以上、その他の地域にあっては震度6強以上の地震が発生した場合　大臣官房及び災害時要緊急対策部局の部局連絡責任者並びに厚生労働事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、大臣官房総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官及び大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）並びに大臣官房及び災害時要緊急対策部局の災害対策本部構成員等

(3) 東京都の特別区以外の地域において震度 6 弱以上の地震が発生した場合 大津波警報が発表された場合又は東海地震注意情報が発表された場合　災害時要緊急対策部局の部局連絡責任者及び防災担当職員

(4) (1)から(3)までに掲げる場合において、例えば、定期的に行われる電気設備点検等により厚生労働省本省庁舎が使用できず実地参集が困難な場合においても、厚生労働省ＬＡＮシステム機能は、テレワークにより場所を選ばずに利用可能なことから、(1)から(3)までに掲げる職員は、厚生労働本省に参集できない場合のオンライン媒体による会議への対応等が可能となるようテレワークを実施できる体制を平常時より整えておくこと。

第４　厚生労働省災害対策本部の設置場所等

１　厚生労働省災害対策本部及び「厚生労働省被災者生活・生業再建支援チーム」は、厚生労働本省省議室（中央合同庁舎第 5 号館 9 階）又は適宜の厚生労働本省内の会議室等に設置する。

２　厚生労働本省を含む地域において非常災害が発生し、又は発生するおそれがあることから、厚生労働省災害対策本部を厚生労働本省に設置することにより災害対策を推進することが困難であると認められる場合には、厚生労働大臣は第 1 項の規定にかかわらず、立川広域防災基地（東京都立川市）内の独立行政法人国立病院機構災害医療センター研修室（同センター4 階）又

は同センター内の会議室等に設置要請を行う。

3　厚生労働省災害対策本部を独立行政法人国立病院機構災害医療センター内に設置するかの決裁は、以下に掲げる事項を勘案し、第2に規定する厚生労働省災害対策本部の設置の決裁に併せて、これを行う。

(1) 厚生労働本省及び厚生労働本省を含む地域の被災状況(非常災害が発生するおそれがある場合にあっては、被災状況に係る予測)

(2) 政府の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部等(以下「非常本部等」という。)の立川広域防災基地内にある災害対策本部予備施設内への設置の如何

4　休日や夜間等の勤務時間外に前項の決裁を行う必要がある場合には、厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第 1 節第 3 項及び第 7 項等に掲げるあらゆる手段により可能な限りの情報を収集し、適切な判断に資するようにする。

第 5　厚生労働省災害対策本部の業務

厚生労働省災害対策本部は、次の業務を行う。

(1) 厚生労働省関係部局からの被災状況等に関する情報の取りまとめ

(2) 法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策の総括及び総合調整

(3) 政府の非常本部等及び関係省庁等との情報交換及び連絡調整

(4) 政府の非常本部等及び関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供

(5) 政府の「被災者生活・生業再建支援チーム」との情報交換及び連絡調整、同チームへの職員派遣等

(6) 被災状況及び災害応急対策に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括

(7) 厚生労働省幹部との連絡

(8) 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整

(9) 職員の再配置及び安全確保・健康管理

(10) その他災害応急対策に関し必要な業務

第 3 節　被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置

第 1　職員の派遣

1　災害が発生した場合には、必要に応じ、発災直後、特に次に例示する職員が被災地に赴き、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

(1) 医療・保健・福祉の関係情報収集のための職員

(2) 地方公共団体等が開設した避難所支援のための職員

(3) その他非常対策に必要な職員

2　前項に規定するもののほか、厚生労働省災害対策本部は、必要に応じ、第 4 節第 1 項の表「厚生労働行政に係る災害応急対策の重点事項」を参考としつつ、時間の経過とともに変化する

状況に応じた適切な災害応急対策を行うために必要な職員を被災地に派遣する。

3　前二項に規定する職員の派遣を円滑に行うために、被災都道府県・市町村並びにその近接する都道府県及び市町村の地方支分部局は、被災地における交通状況の厚生労働本省への情報提供等、必要な助言及びその他の支援を行うよう努める。

4　厚生労働省大臣官房地方課は、前項の支援に関して、地方支分部局に過度な負担が生じないよう必要な調整を行う。

第 2　被災地への専門職種等の派遣調整等

1　厚生労働省関係部局は、被害状況等を踏まえ、被災都道府県から被災都道府県以外の都道府県に対して、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の被災都道府県で専門的な支援に当たる職種等の当該被災都道府県への派遣の要請があった場合には、当該派遣に協力するよう、関係団体等に対して依頼を行う。

2　厚生労働省関係部局は、被災都道府県が前項の救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の被災都道府県で専門的な支援に当たる職種等の被災都道府県以外の都道府県から被災都道府県への派遣を実施するために必要な調整を行うことが困難である場合には、被災都道府県に対して、当該調整に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 3　被災地への物資の供給

1　厚生労働省関係部局は、第1節第3項の情報の収集により、被災地の関係施設等において、必要な物資が不足していることを把握した場合には、被災都道府県・市町村に対して、当該関係施設等に関する情報提供を行う。

2　厚生労働省関係部局は、前項の情報提供を行った場合において、非常災害に伴う通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災都道府県・市町村から政府災害対策本部等への物資の要請が滞っているとき等は、当該関係施設等に不足する物資の種別、数量、派遣先の住所等を確認し、内閣府を中心とする関係省庁と連携して、当該関係施設等への物資や燃料の供給支援、電源車等の派遣調整を行う。

第 4　厚生労働省現地対策本部の設置

1　被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び災害対策等の的確な遂行に支障が生ずる恐れのある場合その他災害応急対策について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省現地対策本部を設置する。

（注）　厚生労働省現地対策本部の設置について厚生労働大臣の決裁を得ることが困難な場合には、厚生労働事務次官の決裁により厚生労働省現地対策本部を設置することができるものと

し、それも困難な場合には、以下、官房長、危機管理・医務技術総括審議官、大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当）、大臣官房厚生科学課長を決裁権者として厚生労働省現地対策本部の設置を行う。

2　厚生労働省現地対策本部の組織は、厚生労働省現地対策本部組織規程準則（別紙 5）を参考とし、非常災害の種類、発生した地域の特性、季節等を勘案し、求められる災害応急対策に応じて定める。

3　厚生労働省災害対策本部は、厚生労働省現地対策本部を設置した場合には、被害状況及び災害対策に係る情報等の同本部が業務を行うに当たって必要な情報を同本部に提供する。

4　厚生労働省災害対策本部は、必要に応じ、厚生労働省現地対策本部に、幹部職員、管理職員、防災予備役職員、被災地の地理等に関する知識を有する者及び災害応急対策に関する経験を有する者を派遣する。

5　厚生労働省現地対策本部は、政府現地対策本部、地方厚生（支）局及び都道府県労働局と連絡を密にしつつ、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における災害対策実施状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、厚生労働省災害対策本部等への情報伝達等を行う。更に政府現地対策本部が設置された場合は、当該本部へ派遣された職員の支援を行う。

6　厚生労働省災害対策本部は、被災地若しくは被災地に近接した地域における都道府県庁若しくは都道府県労働局等の官公庁施設の会議室等、又は政府現地対策本部が設置された場合にあっては、その近接地に厚生労働省現地対策本部を設置するよう努める。

なお、厚生労働省災害対策本部を被災都道府県の施設に設置した場合であって、当該被災都道府県の管内の指定都市の被害状況等について迅速に把握する必要があるときは、必要に応じ、厚生労働省現地対策本部は、現地対策本部員を指定都市に派遣する。

第 5　災害発生時における都道府県労働局の対応について

1　情報収集及び情報把握

(1)　都道府県労働局総務部総務課の職員に、本省及び管内の労働基準監督署及び公共職業安定所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。

(2)　厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局に対し、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所が行った労働相談の件数の集計方法を指示するとともに、当該指示に基づく集計の結果を厚生労働省関係部局及び幹部職員に情報提供する。

(3)　都道府県労働局は、(2)の集計方法により、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所が行った労働相談の件数を集計するとともに、集計した件数を、厚生労働省大臣官房地方課に報告する。

2　報道機関への対応

都道府県労働局は、報道機関への対応に当たっては、厚生労働省関係部局と十分連携をとり、正確な情報を伝えるよう努めるとともに、大臣官房地方課に対して、当該対応に関する情報を提供する。

3　都道府県労働局災害対策本部

都道府県労働局は、その管轄区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県労働局災害対策本部を設置する。

都道府県労働局災害対策本部の組織その他の必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課及び関係部局が定める。

4　都道府県労働局への指示

(1) 厚生労働省大臣官房地方課は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、情報を速やかに伝達し、情報収集、職員の派遣、安全衛生、労働力の確保その他災害応急工事等に対する対策のために必要な指示を総合的に行うとともに、職員や庁舎等の管理に係る個別具体的な指示を行う。

(2) 厚生労働省労働基準局は、災害が発生した場合には、(1)の指示を踏まえ、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、労働安全衛生の確保その他災害応急工事に対する対策のために必要な個別具体的な指示を行う。ただし、緊急に対処する必要がある場合には、厚生労働省大臣官房地方課が(1)の指示を行う前に必要な指示を行う。

(3) 厚生労働省職業安定局は、災害が発生した場合には、(1)の指示を踏まえ、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、労働力の確保その他災害応急工事に対する対策のために必要な個別具体的な指示を行う。ただし、緊急に対処する必要がある場合には、厚生労働省大臣官房地方課が(1)の指示を行う前に必要な指示を行う。

5　都道府県労働局の指示等

(1) 都道府県労働局は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、当該情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、防災上必要な指示を行う。

(2) 労働基準監督署及び公共職業安定所は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、来訪者に対し、当該情報の内容を迅速かつ的確に伝達するとともに、来訪者を施設外に避難させる等所要の対策を講ずる。

6　情報等の報告(図 10 参照)

都道府県労働局は、適切な災害時応急対策を推進するため、避難の状況、災害応急対策の実施状況等を、状況等が変化した場合に直ちに、厚生労働省関係部局に報告する。

7　都道府県労働局における連絡体制の整備

都道府県労働局総務部総務課は、災害発生時における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備する。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、防災担当者その他の防災事務に従事する職員の集合場所の指定、本省関係部局並びに労働基準監督署及び公共職業安定所等の連絡責任者の指定等の措置を講ずる。

8　厚生労働本省における連絡体制の整備

(1) 都道府県労働局との連絡調整窓口は、厚生労働省大臣官房厚生科学課の指示を受け、大臣官房地方課が行う。

(2) 厚生労働省大臣官房地方課は、関係部局から都道府県労働局に対する災害対策に係る指示等について、指揮命令系統を整備する。

(3) 厚生労働省大臣官房地方課は、大臣官房厚生科学課より、非常災害発生等の報告を受けた場合には、非常災害発生地を管轄する都道府県労働局に連絡する。

(4) 厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局から現地状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、これを本省関係各部局へ伝達する。

(5) 厚生労働省関係部局は、都道府県労働局から現地情報の報告等を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、これを大臣官房地方課に伝達する。

9　都道府県労働局及び厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給

(1) 厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じ、被災地以外の地域を管轄する都道府県労働局に対して、被災地を管轄する都道府県労働局及び厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給を行うよう指示する。

(2) 被災地以外の地域を管轄する都道府県労働局は、(1)の救援物資の供給を行うに当たっては、被災地のニーズを十分に踏まえる。

第６　災害発生時における地方厚生（支）局の対応について

1　情報収集及び状況把握

(1) 地方厚生（支）局総務課が中心となり、本省関係各部局からの指示を受け、地方公共団体、関係機関等を通じて情報収集する。

(2) 地方厚生（支）局総務課は、本省関係各部局より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として情報収集の窓口とする。

(3) 現地連絡担当者は、地方厚生（支）局及び本省と都道府県防災担当課との連絡調整に当たる。

(4) 現地連絡担当者は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、地元マスコミ等により得た情報を収集し、当該情報を地方厚生（支）局及び本省に報告する。

(5) 災害が発生した場合には、本節第 1 の規定に基づき、必要に応じ、発災直後、本省より担当職員が被災地に赴くことになっているが、地方厚生（支）局より派遣された現地連絡担当者は、本省担当職員が到着した場合、それまでに収集した情報を引き継ぐとともに、以後、本省担当職員の支援を行う。

(6) 現地連絡担当者が行う主な情報収集項目

a　被災市町村の被害状況

b　厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設等及びこれらの業務の被害状況

c　救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース等が行う災害医療活動の状況及び同チームから収集した現地の状況

d　その他、情報収集により得た重要な情報

2　報道機関への対応

地方厚生（支）局は、報道機関への対応に当たっては、厚生労働省関係部局と十分連携をとり、正確な情報を伝えるよう努めるとともに、大臣官房地方課に対して、当該対応に関する情報を提供する。

3　地方厚生（支）局における連絡体制の整備

(1) 地方厚生（支）局総務課は、災害時における現地連絡担当者を平常時において地方厚生（支）局の職員の中からあらかじめ指定しておくとともに、現地連絡担当者から地方厚生（支）局総務課長への情報連絡ルートを確認しておく。

(2) 地方厚生（支）局より厚生労働本省への情報連絡ルートについて、地方厚生（支）局総務課長は厚生労働省関係部局への情報連絡ルートを確認しておく。

(3) 現地連絡担当者及び地方厚生（支）局総務課長は、厚生労働本省にあらかじめ所属、氏名及び連絡先等を登録しておき、変更等があった場合には変更登録等を行う。

(4) 現地連絡担当者及び地方厚生（支）局総務課長は、厚生労働本省等が実施する災害関係の各種会議に積極的に出席し、平常時においても情報収集等に努める。

4　厚生労働本省における連絡体制の整備

(1) 地方厚生（支）局との連絡調整窓口は、厚生労働省大臣官房厚生科学課の指示を受け、大臣官房地方課地方厚生局管理室が行うが、緊急時における地方厚生（支）局に対する必要な指示等については、厚生労働省関係各部局が直接行うことができる。

また、厚生労働本省内に厚生労働省災害対策本部が設置された場合にあっては、地方厚生（支）局との連絡調整は、同本部が行う。

(2) 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生（支）局及び厚生労働省関係部局等より、非常災害発生等の報告を受けた場合には、大臣官房厚生科学課及び非常災害発生地を管轄する地方厚生（支）局の本省連絡担当者に連絡する。

(3) 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生（支）局から現地状況の報告等を受けた場合及び地方厚生（支）局に対する指示等を行った場合には、これを厚生労働省大

臣官房厚生科学課及び関係部局に伝達する。

(4) 厚生労働省関係部局は、地方厚生(支)局から現地状況の報告等を受けた場合及び地方厚生(支)局に対する指示等を行った場合には、これを厚生労働省大臣官房厚生科学課及び大臣官房地方課地方厚生局管理室に伝達する。

5　厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給

(1) 厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じ、被災地以外の地域を管轄する地方厚生(支)局に対して、厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給を行うよう指示する。

(2) 被災地以外の地域を管轄する地方厚生(支)局は、(1)の救援物資の供給を行うに当たっては、被災地のニーズを十分に踏まえる。

第 4 節　非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施

1　非常災害が発生した場合の災害応急対策は、被災状況等を踏まえた迅速かつ適切な対策が、時間の経過とともに変化する状況に対応し、継続的に講じられるべきであることを踏まえ、厚生労働省災害対策本部及び厚生労働省関係部局は、下表を参考としつつ、発生した非常災害の特性に応じた適切な災害応急対策を講ずる。

(表)厚生労働行政に係る災害応急対策の重点事項

時点	重点事項	主な担当部局
発災後 24 時間以内	(全般)	
	・ 関係職員の参集	関係部局
	・ 厚生労働省災害対策本部の設置	大臣官房厚生科学課
	・ 厚生労働省災害対策本部の設置本部会議の開催	大臣官房厚生科学課
	・ 集約した情報の報道機関等への公表	大臣官房厚生科学課、大臣官房総務課広報室
	(保健医療・福祉等)	
	・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣	医政局
	・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊の派遣	医政局
	・ 独立行政法人国立病院機構の初動医療班及び医療班の派遣	医政局
	・ 独立行政法人地域医療機能推進機構の医師その他の職員の派遣	医政局
	・ 独立行政法人労働者健康安全機構の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供	労働基準局安全衛生部

	・ 搬送先の確保の支援、医薬品等の確保の支援及び医薬品等の管理等のためのマンパワーの確保の支援	医政局、医薬局
	・ 医療施設及び保健衛生施設の被災状況や活動状況等の把握	医政局、健康・生活衛生局
	・ 社会福祉施設等の被災状況や活動状況等の把握	社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局
	・ 薬局、毒物劇物施設の被災状況や活動状況等の把握	医薬局
	・ 被災都道府県・市町村の被災状況や保健衛生活動状況等の把握	健康・生活衛生局
	・ 血液センター等の被災状況や輸血用血液製剤の供給状況の把握	医薬局
	・日本赤十字社に対し、輸血用血液製剤の供給確保のための協力要請	医薬局
	・ 医療施設、社会福祉施設等への水、食料その他生活必需品の供給	医政局、医薬局、施設所管各局
	・ 人工透析患者等緊急の対応を要する要配慮者の安否確認、支援	健康・生活衛生局等
	（遺体）	
	・ 柩及びドライアイス等の確保	健康・生活衛生局
	（労働災害及び原子力発電所等）	
	・ 労働災害発生状況の把握	労働基準局安全衛生部
	・ 原子力発電所等の被害状況の確認	労働基準局安全衛生部
発災後 72 時間以内	（全般）	
	・ 厚生労働省現地対策本部の設置	厚生労働省災害対策本部事務局
	・ 他の都道府県等からの応援人員の確保、派遣調整	関係部局
	（保健医療・福祉等）	
	・ 避難所救護センターの設置	医政局
	・ 救護所等への医薬品等の供給の支援	医政局
	・ 災害支援ナースの派遣調整	医政局

	・ 必要物品供給等の支援	健康・生活衛生局
	・ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整	健康・生活衛生局
	・ 災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に係る調整	健康・生活衛生局
	・ 保健師等の巡回による被災者の健康管理	医政局、健康・生活衛生局、医薬局、社会・援護局、障害保健福祉部
	・ 在宅寝たきり老人、障害児・者、難病患者等の要配慮者の発見、安否確認、支援	関係部局
	・ 避難所への医薬品等の供給の支援及び日常生活援助物資の供給	医政局
	・ 保健師等の巡回等による避難所の衛生管理、食中毒対策	健康・生活衛生局
	・ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣調整	社会・援護局
	（遺体）	
	・ 遺体搬送、火葬場の確保	健康・生活衛生局
	（ボランティア）	
	・ ボランティア情報の収集・提供	社会・援護局
	（全般）	
発災後１週間以内	・ 医療施設、社会福祉施設等の施設設備の被災状況の把握	関係部局
	・ 現地で初期対応に従事した者の交代要員の派遣	関係部局
	（保健医療・福祉等）	
	・ 災害派遣医療チーム（DMAT）から、他の保健医療活動チームへの切れ目のない業務の引継ぎを実施	医政局
	・ 被災者の精神保健対策	社会・援護局障害保健福祉部
	・ 要配慮者に対する組織的な応急保健福祉サービス供給体制の準備	関係部局
	・ 必要に応じ予防接種等の実施	健康・生活衛生局感染症対策部

発災後１週間以後	（保健医療） ・ 災害の規模や被災状況に応じて、災害派遣精神医療チーム（DPAT）から、精神保健福祉センター等による地域の精神保健活動への切れ目のない引き継ぎを実施	医政局

2　厚生労働省関係部局は、火山災害発生時、災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、長期的な支援を行う。

第５節　非常災害時における広報活動

1　厚生労働省災害対策本部及び厚生労働省現地対策本部が設置された場合には、厚生労働省災害対策本部事務局は、速やかに記者発表を行う。

2　厚生労働省関係部局は所掌に係る事業及び施設等の被災状況及びそれに対して講じている施策等について、正確かつきめ細やかな情報提供（当該施策等の概要の情報提供を含む。）を積極的に行う。

3　厚生労働省関係部局は、必要に応じ、災害対策として講じた施策を取りまとめたちらし・ポスター等の簡潔な資料を作成し、被災都道府県・市町村に周知する。

4　厚生労働省大臣官房総務課広報室及び厚生科学課は、非常災害時には、当該非常災害に関する情報を掲載するページをホームページ上に開設する。

5　厚生労働省大臣官房総務課広報室は、災害に関し、逐次記者発表が行われるよう、厚生労働省関係部局との連絡調整等に留意する。

6　厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）は、ホームページ等により、記者発表内容を提供する。

第６節　非常災害時等における職員の安全確保・健康管理

1　職員の生命、安全確保を図る観点から、第２編第１章第３節第１の２及び第４の４における職員の派遣に当たっては、第２編第１章第３節第１の２については各部局、第４の４については厚生科学課において食料・飲料水の確保等必要な措置を講ずる。

2　業務継続の観点から災害対応等を行う職員の心身の健康の確保が重要であり、各部局は、災害対応等を行う職員の健康に配慮した体制の確保に努める。

3　各部局は、長期間の対応が必要と判断された場合には、勤務のローテーション計画を作成す

る。ローテーション計画の作成に当たっては、1日の作業時間は8時間（最大 12 時間）、1週間の作業時間は40時間（最大60時間）を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休暇を確保する。また、1 日における勤務時間が 8 時間を超える場合には、その後は業務を行わず、最低 11 時間の休憩（インターバル）後、再度業務を開始することとし、一人の職員が過度に勤務することがないよう、当該職員の健康状態には十分配慮する。

4　大規模な災害が発生し、長期間の対応が必要と判断された場合には、各部局は職員の休憩所を確保する。また、その災害によって中央合同庁舎第5号館が被災した場合には、会計課において、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備を確保する。

5　応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、会計課（厚生管理室）は、各部局と連携して、災害時のこころの回復の時間的経過に応じて情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、健康管理医及び保健スタッフによる面談、管理職へのラインケア研修等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対応を講ずる。

6　会計課（厚生管理室）は、各部局から健康管理について助言を求められた場合には、必要に応じて、その内容に即した助言を行う。

第２章　保健医療に係る対策

第１節　被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ的確な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省医政局その他の関係部局及び地方厚生（支）局は、被災都道府県・市町村、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、関係省庁、民間医療施設、医薬品等関係団体等（以下この節において「関係団体等」という。）から、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用すること等により、以下の事項について情報収集を行う。

（1）被災地の衛生行政機能の被害状況
（2）施設・設備の被害状況
（3）診療（施設）機能の稼働状況
（4）職員の被災状況、稼働状況
（5）医薬品等及び医療用資器材の需給状況
（6）施設への交通状況　等

第２節　被災都道府県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

1　都道府県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年 7 月 22 日付け科発 0722 第2号、医政発 0722 第1号、健

発 0722 第1号、薬生発 0722 第 1 号、社援発 0722 第1号、老発 0722 第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号）に基づき、市町村と連携して、以下の措置を講ずるよう努める。

(1) 都道府県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下この項において「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。

(2) 保健医療福祉調整本部及び保健所において、被災都道府県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・保健師等（以下この項において「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。

(3) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めること。

(4) 保健医療福祉調整本部に都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周 産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、医薬局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 3 節　被災地における指揮調整機能の維持

第 1　災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

1　被災都道府県は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、被災都道府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請をする。

2　被災都道府県は、地方公共団体間の相互応援協定等に基づき他の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。

3　厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県から災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整の依頼を受け、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対して DHEAT の応援派遣の可否に関する照会を行う等、必要な調整を行う。

第2 災害時健康危機管理チーム(DHEAT)の活動

1　被災都道府県等に応援派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、被災都道府県等が行う医療対策、保健衛生対策及び生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援する。

第4節　保健医療活動従事者の確保

第1　救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

1　被災都道府県は、広域災害・救急医療に関する情報システムを活用すること等により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数を迅速に把握するよう努める。

2　都道府県及び厚生労働省医政局は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の待機を要請する。

3　被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行う。

4　厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部等は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害により被災都道府県自らが当該調整を行い得ない場合、必要な　支援を行う。

5　厚生労働省医政局等は、被災した地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるとき及び被災都道府県より要請があったときは、災害拠点病院等に対し、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。

6　厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して、災害派遣医療チーム（DMAT）との緊密な連携を行うため、必要に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。

7　厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して災害派遣精神医療チーム（DPAT）との緊密な連携を行うため、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。

8　厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して災害支援ナースとの緊密な連携を行うため、必要に応じ、日本看護協会に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。

9　厚生労働省労働基準局安全衛生部は、被災者の医療対策のために必要があると認め るときは、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。また、初期災害医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずる。

10　厚生労働省医政局は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構に対し、所管病院の医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるよう要請する。

第 2　救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

1　厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第 2 編第 2 章第 4 節 2（2）等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

2　厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第 2 編第 2 章第 4 節 2（4）等に規定するところにより広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第 3　被災地外の医療活動

厚生労働省医政局及び社会・援護局は、防災基本計画第 2 編第 2 章第 4 節 2(3)に規定するところにより、被災都道府県からの要請に基づき、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構等の医療施設に対して、広域的な後方医療活動の実施を要請する。

第 5 節　被災地における保健医療の確保

第 1　医療施設への電気、ガス、水道の確保

1　被災都道府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

2　被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への電気や水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

3　厚生労働省医政局は、前 2 項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。

第2　救護所及び避難所救護センターの設置

1　被災都道府県･市町村は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所を設置し、運営する。

2　被災都道府県･市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、以下の点に留意し、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）の設置運営を行う。
(1) 設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案すること。
(2) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行うこと。
(3) 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。

3　厚生労働省医政局又は厚生労働省現地対策本部は、被災都道府県･市町村による救護所及び避難所救護センターの設置運営について、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

第3　医療機器の修理及び交換

1　被災都道府県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理･交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。

2　厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機器の修理･交換について、必要に応じ、被災都道府県に対し、助言及びその他の支援を行う。

3　厚生労働省医政局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確保し、医療機器の修理及び交換が可能となるよう支援する。

第6節　公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理

第1　健康管理に必要な情報の収集･共有化

1　被災都道府県･市町村は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状態など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康･生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町村がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、被災都道府県が保健所等と連携して実施する。

2　厚生労働省健康･生活衛生局は、被災都道府県･市町村からの応援要請に基づき、被災都道府県･市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県･市町村への公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する調整を行うとともに、適切な健康管理のための必要な助言及びその他の支援を行う。

3　厚生労働省健康・生活衛生局は、公益社団法人日本栄養士会等と連携し、被災都道府県・市町村に対し、避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

4　厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じ、被災都道府県、保健所設置市、特別区等に対し、避難所生活での健康管理、肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）や熱中症の予防方法等を周知する。

第２　被災者への健康管理活動

1　被災都道府県・市町村は、以下により、被災者の健康管理を行う。

(1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。

(2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。

(3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。

(4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。

(5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。

(6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。

(7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。

第３　公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入

1　被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法第 30 条第２項及び第 74 条の規定等により、その他の都道府県・市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。

2　被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる第２第１項への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省

健康･生活衛生局に被災都道府県･市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。

3　厚生労働省健康･生活衛生局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請数等を確認し、被災都道府県以外の都道府県と応援派遣に関する調整を行うほか、被災都道府県･市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの応援要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。

第 7 節　医薬品等の供給

第 1　被災地の状況把握（図 2 参照）

1　被災都道府県は、被災地内の医薬品等卸協同組合、日本赤十字社、都道府県薬剤師会等を通じ、医薬品等の在庫･需給状況及び薬局の被災状況を把握する。

2　厚生労働省医政局、健康･生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、被災都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社、公益社団法人日本薬剤師会等から医薬品等の需給状況及び薬局の被災状況についての情報収集を行う。

第 2　医薬品等の確保及び供給（図 3 及び図 4 参照）

1　被災都道府県は、災害用の備蓄医薬品等の活用や医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等への協力要請等により、必要な医薬品等の供給を確保するとともに、被災地内で医薬品等の不足を生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省医政局及び医薬局に報告する。

また、被災地内の交通が混乱しているような場合には、自転車、自動二輪車を含めた搬送手段を確保する。

2　厚生労働省医政局は、被災地で医薬品等（輸血用血液製剤及びガスえそウマ抗毒素を除く。）の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、医薬品等関係団体等に医薬品等の供給について協力を要請する。

また、被災地内の医薬品等の供給に当たっては、医薬品等集積所等に対する仕分け･管理を容易にするため、種類別の梱包の実施等の工夫を行うよう要請する。

3　厚生労働省医薬局は、被災地で輸血用血液製剤の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請するとともに、当該供給を支援する。

4　厚生労働省健康･生活衛生局感染症対策部は、被災地内でガスえそウマ抗毒素の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、国家買上げ分を供出する。

5　厚生労働省医政局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確保し、医薬品等関係団体による被災地への医薬品等（輸血用血液製剤を除く。）の供給を支援する。

第3　医薬品等の仕分け及び管理

1　被災都道府県は、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、都道府県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。なお、薬局等が再開した場合には、当該薬局等における医薬品等の供給に関する状況を考慮して、被災都道府県による供給を段階的に限定し、通常の医薬品供給体制に速やかに移行できるように努める。

2　厚生労働省医薬局は、被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、公益社団法人日本薬剤師会等に要請する。

第8節　医療に関する外国からの支援

厚生労働省医政局及び医薬局は、医療に関する外国からの支援に関し、発災後可能な限り早期に次の考え方に基づく援助の要否に関する方針を明確にする。厚生労働省災害対策本部等は、防災基本計画第2編第2章第11節第3項に規定するところにより、政府の非常本部等を通じ、その受入れの可否を関係国に連絡する。

（1）　医療スタッフについては、被災者との日本語による意思疎通が困難である等の問題があるため、国内の他の地域からの派遣により対応することを基本とするが、災害の規模が著しく大規模である場合、治療について外国にしかない特殊な知見を必要とする場合等には、必要に応じ、自己完結的に活動できる外国からの医療スタッフを受け入れるものとする。

（2）　医薬品等については、日本語による表示等の問題があるため国内で確保できるものは国内で確保することを基本とするが、外国にしかない医薬品等を使用する必要がある場合等には、国内に受け入れるものとする。

第9節　防疫対策

1　被災都道府県・市町村は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

（1）被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。

（2）夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。

（3）冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられる

ため、被災都道府県は、手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。

(4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。

(5) 被災都道府県・市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会等と連携し、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村に対して、感染対策チーム（ICT）の派遣を迅速に要請すること。

(6) 被災都道府県・市町村は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるよう努めること。

(7) 被災都道府県・市町村は、迅速に、避難所における衛生状態、防疫対策の実施状態等を把握し、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。

2　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、被災都道府県・市町村が実施する災害防疫活動を支援するため、被災都道府県・市町村に対して、防疫に関する十分な知識を有する職員を派遣する等、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第 10 節　個別疾患対策

第 1　人工透析（図 5 参照）

1　人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

(1) 窓口担当者の設置

被災都道府県は、災害時の透析医療確保に係る窓口担当者を設置し、透析医療機関、公益社団法人日本透析医会等の関係団体及び厚生労働省との人工透析の供給体制の確保に向けた情報の連携を行う。

(2) 情報収集及び連絡

公益社団法人日本透析医会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報等に基づき、被災都道府県・市町村は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保を図ること。

(3) 水及び医薬品等の確保

被災都道府県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。

2　厚生労働省健康・生活衛生局、医政局及び医薬局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助

言及びその他の支援を行う。

第２　難病等（図６参照）

1　難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS 等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

① 被災都道府県・市町村は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保を図ること。

② 厚生労働省健康・生活衛生局は、難治性疾患政策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における難病患者等の受療状況、主な医療機関の稼働状況及び療養上必要な情報について、被災都道府県へ提供すること。

(2) 医薬品等の確保

被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

2　厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第３ アレルギー疾患

1　厚生労働省健康・生活衛生局は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

2　被災都道府県・市町村は，避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施，食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

第11節　公費負担医療に係る対応

厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な助言等を行う。

第３章　福祉に係る対策

第１節　被災地の状況把握

1　非常災害時に迅速かつ的確な福祉支援サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局並びに都道府県等は、社会福祉施設等から、災害時情報共有システム及び被災状況整理